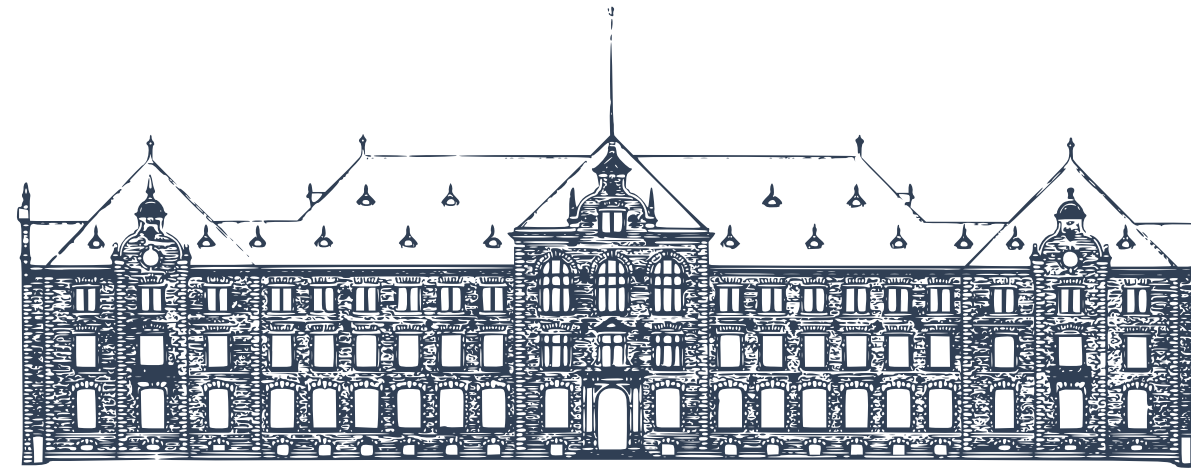




公益財団法人 小堀育英会

奨学生募集要項

2025年度

01

募集

奨学生の募集要項について

02

受給

奨学金の申込から受給の手続について

03

待機

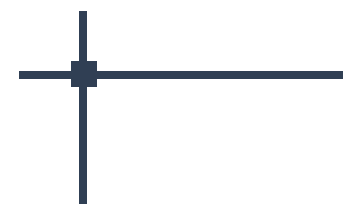
受給終了（卒業）から返済準備について

04

返済

返済手続について

01



募集



奨学生の募集要項について

奨学生の応募資格

(1) 大学または大学院(博士課程前期)の理工農系(医歯学系を除く)を専攻する学生 または大学院生で、成績優秀で向学心に富み、品行方正であること

(2) 保護者(家計扶養者)の年間収入(税込み)が1,000万円以下であること

*他の奨学金との重複応募は可能です



奨学金の受給条件



金額

月額 4 万円



利息

無利息



貸与期間

奨学生決定時の学年から最短の卒業
または修了の年度まで（年度途中か
らの貸与の場合も同様）
但、学籍を失ったときは、その時点
で貸与期間は終了

奨学生の募集時期

年度を前期と後期の2期に分けて、1年を通して募集します（通年募集）。詳細は、下表のとおりです。

年 度	募集期間	奨学金の遡及日	初年度奨学金額
前 期	4月1日～9月30日	4月1日に遡って	48万円(4万円/月)
後 期	10月1日～翌年3月31日	10月1日に遡って	24万円(4万円/月)

応募書類・提出方法

応募を希望する学生は、大学の学生支援（担当）課を通して次の応募書類を提出してください。

奨学生申込書

当財団指定のフォーマットとなります。大学の学生支援課から入手してください。

収入証明書類

保護者等の収入を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)を提出してください。なお、通常は保護者に連帯保証人となっていただきます。

成績証明書

1年生は不要、2年生以上は前年度の成績証明書が必要です。

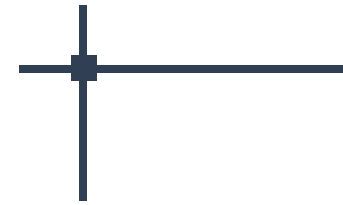
大学の推薦書

学生支援課に相談してください。

小論文

奨学金を必要とする理由、将来の人生設計等をA4用紙に800字程度で記載してください。

02



受給



奨学金の申込から受給の手続について

受給のプロセス



審査・決定

約1ヶ月

財団は、応募書類をもとに理事会で奨学生としての採用の可否を検討・決定し、その結果を大学と応募者に通知します。



奨学生の受諾

約1ヶ月

奨学生として採用された学生は、財団指定の借用承諾書（連帯保証人と連署）と連帯保証人の印鑑証明書を提出してください。



奨学金の受給

在学中（年4回）

財団は、3か月分の奨学金額を4月、7月、10月および翌年1月に、奨学生名義の「ゆうちょ銀行」口座に振り込みます。



年次報告

在学中（年1回）

奨学生は、貸与期間中の毎年1月に学業の状況、生活の状況等を記載した「はがき」を提出しなければなりません。

連絡先変更届出	奨学生は、次の事項に変更があったときは、直ちに財団に届け出なければなりません。 ・奨学生の住所、電話番号またはメールアドレス ・連帯保証人の住所、電話番号またはメールアドレス
奨学生要件変更届出	奨学生は、次の事項があったときは、直ちに理由を付して財団に届け出なければなりません。ただし、奨学生が傷病その他やむを得ない事由により届出ができないときは、本人に代わり連帯保証人が届け出なければなりません。 ・連帯保証人を変更するとき ・刑事処分または少年保護処分を受けたとき ・休学、留年したとき ・停学、退学その他の処分を受けたとき ・学籍を失ったとき
奨学金辞退	奨学生は、本人の申し出により、奨学金の受給を辞退することができます。

財団による貸与の終了通告と即時返済

財団は、奨学生が次の事項に該当すると判断したときは、貸与期間が終了する前に奨学金の貸与を終了することができます。

貸与終了と判断された奨学生は、最後に貸与された月の翌月末日までに既に貸与された奨学金全額を一括して返済しなければなりません。

停学、退学その他の処分を受けたとき

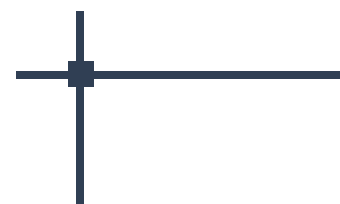
傷病その他の理由によりおよそ修学の見込みがないとき

学業成績または素行が不良になったとき

本財団の規則に違反し、奨学生として不適当になったとき

奨学金を必要としなくなったとき

03



待機



受給終了（卒業）から返済準備について

奨学金の受給終了（卒業）から返済までの流れ

終了

受給の終了

奨学金受給決定時の学年から最短の卒業または修了の年次の終了をもって、奨学金の受給が終了します。

提出

返済関連書類の提出

奨学生は、受給期間が満了したら、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借入証書」および「奨学金返済計画書」を速やかに財団に提出してください。

待機

返済準備期間

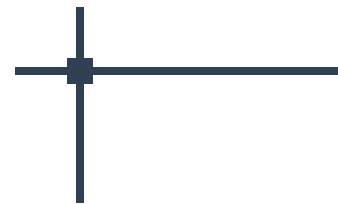
奨学金受給期間の終了から1年間は、生活を設営し、返済の準備をするための待機期間とします。

返済

奨学金の返済開始

待機期間満了後の6月に初めての返済が開始します。奨学金の返済は、財団指定の口座に振り込みが必要です。

04



返済



返済手続について

奨学金の返済条件



返済期間

奨学金は、1年間の待機期間を経た後に、貸与期間の2倍の期間以内に返済しなければなりません。



返済時期

返済は、年1回(6月)または年2回(6月と12月)から選択できます。1回あたりの返済額は、総受給額を総返済回数で除した固定額となります。



返済方法

返済は、財団指定の口座に振り込むこととし、送金手数料は、奨学生の負担とします。

返済における特例



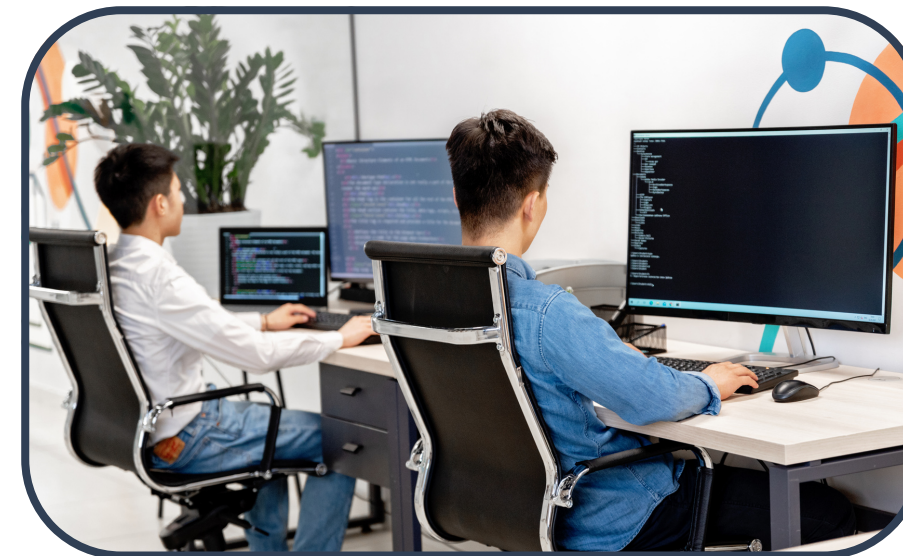
繰上返済

奨学生は、本人の申し出により、奨学金を繰り上げて返済することができます。



返済猶予

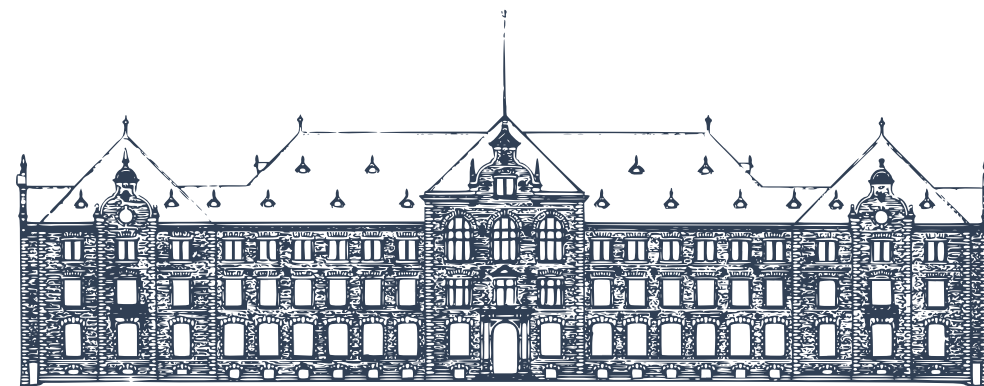
財団は、奨学生が傷病その他やむを得ない事由のために、奨学金の返済が困難な場合には、その事情を斟酌して、相当期間返済を猶予することがあります。



返済免除

財団は、奨学生が在学中または卒業後に死亡したときは、奨学金の全部または一部の返済を免除することがあります。

THANK YOU



本財団の募集要項をご覧いただき、ありがとうございました。

これからの学びの旅に向けて、私たちはあなたを支援します。

皆さんが大学・大学院で素晴らしい時間を過ごし、

目標を達成されることを心から願っています。

公益財団法人小堀育英会

[所在地] 〒105-0014 東京都港区芝2-8-18 HSビル2階

[公式サイト] <http://www.koboriikueikai.or.jp/>
